



「戦争する国」の 「戦争する人づくり」

憲法と教育基本法は一体です

日本国憲法は前文と第9条で、侵略戦争への反省と、平和な社会をつくる日本国民の決意を示しました。教育基本法は、憲法の理想の実現を教育に託しました。教育基本法の改悪は、憲法9条の改悪と一緒に、「戦争する国」の「戦争する人づくり」をめざすものです。

憲法9条にも、教育基本法にも、「平和を希求する」ということばが使われています。「希求する」ということばに込められた人々の平和への強い意思を、いま改めてかみしめる必要があるのではないでしょうか。

平和・人権・民主主義を実現する 国民を育てる

教育基本法は、「（憲法の）理想の実現は、根本において教育の力にまつ」（前文）として、人格の完成と、平和を大切にし、人間を尊重し、みんなで力を合わせて生きていく国民を育てることをめざしています。この教育基本法がかかる教育の目的を大切に、すべての子どもたちをしっかりと育てることこそ、いま求められているのではないでしょうか。

憲法
改悪に反対します
教育基本法の

さいたま市教職員組合
（埼教組）
TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saitama@kyouiku-net.org
2006.3.1(水)
No.95



市教組主催

教育基本法学習会

★3月9日★

【岩槻地区】18:00

市民会館いわつき
(岩槻公園内)

【中央地区】18:30

与野本町コミセン小ホール
(与野本町駅徒歩5分)

【浦和地区】18:30

埼玉教育会館104
(浦和駅西口徒歩10分)

平和をねがい、子どもを大切に する国民の声で、教育基本法 改悪をやめさせましょう

今の国会へ、憲法9条改悪のための国民投票法案と、教育基本法改悪法案を、提出しようという動きがかつてなく強まっています。平和な未来と子どもたちのために、国民投票法案・教育基本法改悪法案の国会提出を許さず、憲法・教育基本法を守る声を大きく広げましょう。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し…」

(憲法9条)

「…真理と平和を希求する人間の育成を期する…」

(教育基本法前文)